

2010年6月 定例議会 一般質問

□ 要旨

1. 行財政改革 ～ 外郭団体の経営健全化について ～
2. 新しい公共の担い手育成 ～ 補助金改革 ～
3. まちづくり ～ 景観条例施行1年を迎えて ～

1. 行財政改革 ～ 外郭団体の経営健全化について ～

行財政改革の観点、公益法人改革観点から本市における外郭団体の経営健全化が必要である。その目指すところは、

- 1) 各団体の経営を健全化することにより、本市が支出する補助金額を抑制すること。
- 2) 公益法人改革による2013年11月までの各団体の公益認定申請、一般法人への移行もしくは解散という手続きを遅滞なく進めること。
- 3) 団体がいずれかの手続きを終えた後、それぞれの団体職員が就職できるようバックアップ体制を整えること。

この3点を達成するための長岡京市の取り組みを一層加速するべきと考える。

① 各団体への補助金について、今後の方向性は？

<答弁>

(財)長岡京市緑の協会については、市からの補助金で賄っていた人件費を各受託事業ごとに計上するという会計処理の変更で大幅に削減されたところである。(財)乙訓勤労者福祉サービスセンターについては今年度で国庫補助金が終了するため、来年度以降の財源の確保について、団体内に検討委員会を設置し精力的に検討を進めている。その他の団体についても、経営改善や自主財源の確保につとめているが公益性のある事業の継続という点から、各団体とも補助金の現状維持を要望している。今後、検討評価委員会で助言指導を行っていきたい。

② 2013年の新体制移行について各団体の取り組みと本市のバックアップ体制について具体策は？

<答弁>

平成22年度中に申請を予定しているのは、(財)京都府長岡京記念文化事業団の1件。平成23年度中の申請を予定しているのは、(財)長岡京市体育協会と(財)長岡京市埋蔵文化センターの2件。平成24年度中の申請予定が(財)長岡京市水資源対策基金の1件。(財)乙訓勤労者福祉サービスセンター一般法人化を目指している。(財)長岡京市緑の協会については申請時期を検討中である。

バックアップ体制については、団体と担当課職員が連携協力しているところである。

2. 新しい公共の担い手育成 ～ 補助金改革 ～

本年1月に内閣府において「新しい公共円卓会議」が設置され、今年4日には「新しい公共宣言」が出された。公共を行政だけが担うのではなく、NPO法人や市民団体、社会的企業等と共に担うという体制づくりが国の方針に基づき、進められることになる。今後は行政の透明性確保・財政の健全化という視点だけではなく、新たな公共の担い手育成支援という視点から補助金システムの構築が必要と感じる。

- ① 公募型の事業補助の実施については今年度中に調査・研究を進め、来年度から速やかに実施するべきと考えるが、市長の見解は？

<答弁>

ふれあい都市長岡京市民運動実践協議会の今年度末の解散に合わせて、来年度からの新しい補助金の在り方を検討している。現在は、企画部市民参画協働政策監においてテーマ型補助金の交付に関し、公募型提案方式の採用や市民活動団体の選考方法など検討しているところである。

- ② 各小学校区の補助金の一本化についてのご見解は？

<答弁>

小学校区ごとに設立予定であるコミュニティ協議会と既存の団体の事業と重複する部分については補助金の統廃合を検討していきたい。

- ③ 市川市の1%納税制度（※）に学び、本市で類似制度を導入することについてのご見解は？

<答弁>

コミュニティ協議会への補助を検討していく中で、既存の補助金の見直しを行いたい。くわえて現在策定中の市民参画協働推進計画においても市民活動の財政的支援を検討していきたい。

※ 1%納税制度（市民活動団体支援制度）とは

千葉県市川市で2005年から実施されている。支援金の交付を希望する団体は、活動（事業）計画を市に提出。次に、定められた要件を満たしていると市民活動団体支援制度審査会で判断された団体の活動（事業）が「広報いちかわ」や市のWebサイト等で公表。個人市民税納税者は、「広報いちかわ」に印刷された届出書に自分が支援したい団体を選択するか、基金に積み立てることを選択するかを記載して郵送。（この届け出は、インターネット等でも行うことができるようになっている。）届け出を受けて、市は、納税者等の届出結果を集計し、支援対象団体を選択した納税者

の人数、市民税額の1%に相当する額の合計額、団体に対する支援金交付予定額等を公表し、審査会に諮ったうえで支援金の交付決定を行い、各団体へ支援金が交付（概算払い）。さらに団体は、事業が完了したとき、市に実績報告書、収支決算書等を提出し、市は、その内容を公表するとともに、事業が支援金の交付決定の内容等に適合しているか調査を行い、審査会の審査を経たうえで、交付すべき支援金の額を確定し、団体に通知する。

3. まちづくり ～ 景観条例施行1年を迎えて ～

長岡京市景観条例が施行して1年が経過した。「景観を守る」という概念を含め、都市計画やまちづくりの分野では、発想を変えて新しい仕組みが必要だという時代を迎えている。中心市街地の空洞化や自治体の一部の地域における高齢化など、過去には無かった現象が起こり、多くの自治体が対応策に苦慮している現状がある。これは、街は、一方では衰退しているのに、片方では宅地化が進んでいることが原因と考えられている。しかし、どこにでもある無味乾燥な街並みではなく、住民が主体となって手入れの行き届いた地域は、結果も変わってきているようだ。街並みは、一朝一夕に完成するものではない。早期の仕掛け作りが必要であり、長岡京市においても新たな開発が行われる際には、地域協定を前提とした開発許可や指導など新たな試みも必要と感じる。

① 景観条例施行から1年経った現状について、この間の取り組みの総括は？

<答弁>

大きな混乱もなく条例施行をスムーズに実行できた。また、景観形成上の価値の再認識と地域住民の意識向上を図る為、市の花でもある「きりしまつつじ」を景観重要樹木第1号に指定し、7月1日に告示、標識の設置を行う事を予定している。

② 長岡京市で良好な景観を維持し、作り出していくための現時点での課題は？

<答弁>

今後は地域別の景観特性に見合った景観形成をより具体的に進めていきたい。そのために地域別重点地区の指定を行うことが必要だと考えている。

③ 新たなまちづくり協議会の発足について現状と今後の課題は？

<答弁>

住民が主体となったまとまりのある地域づくり、地域リーダーの育成が課題となっている。そのために、市民へのPRとしての出前ミーティングの開催、ホームページへの情報を公開を行って行きたい。